

# 日本泌尿器科学会 排尿機能検査士制度委員会規則

制定 2017年3月31日

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この委員会は、日本泌尿器科学会排尿機能検査士制度委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## 第2章 目的および活動

### (目的)

第2条 委員会は、一般社団法人日本泌尿器科学会教育委員会（以下「教育委員会」という。）のもとに、排尿機能検査士制度に関する諸問題を担当する。

### (活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う（排尿機能検査士制度規則、及び施行細則参照）。

- (1) 排尿機能検査士の認定・更新
- (2) 排尿機能検査士認定に必要となる講習会の企画・開催
- (3) その他、理事会、教育委員会あるいは委員会が必要と認めた事項

## 第3章 構成および委員

### (構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名（ただし理事を含むものとする）。
- (2) その他、委員会が必要と認める者

### (委員の選任)

第5条 委員は、委員長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

### (委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、原則として、継続して2期を超えることはできない。

2 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、原則として理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。ただし、委員長が理事でない場合には、教育委員長を担当理事とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会における審議決定事項を教育委員会に報告する。教育委員会は報告された審議決定事項を審議し、理事会の議決を経なければならない。

4 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 第4章 会議

(委員会の開催、議決)

第8条 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の必要とする者の出席を求めて意見を聞くことができる。

2 理事長は必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

#### 第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会及び教育委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。